

県民の文化発展をめざす歴史資料の整備 ——愛知県公文書館



愛知県公文書館は愛知県庁、名古屋市役所など行政機関が集中する名古屋市中区の官庁街にある愛知県自治センター内に設置されている。ここ一帯を含め、名古屋城の三之丸内の敷地は明治の初め、県から陸軍省に引き渡され、名古屋鎮臺が置かれていたという。徳川家康の築城決定から400年以上の時を刻んでいる名古屋城、現在城郭として国宝第一号である天守閣の木造復元を進めている。この3月には疫病退散と復興のため16年ぶりに名古屋の守り神“金シャチ”が地上に降り公開された。天守閣のリニューアルが完了するのはまだ先のようなのである。

さて、今回は今年で開館35年を迎えた当館を訪れ、ご多忙のなか山内秀樹課長補佐と新美里美主査にお話を伺った。
(取材日：2021年10月29日)

JIIMA 広報委員会 委員 ながい つとむ
認証アーキビスト 長井 勉

——全国都道府県レベルで13番目の開館です。まずは開館までの経緯をお願いします。

1979(昭和54)年、当時名古屋大学の塩澤君夫先生(「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」代表)が「公文書保存について」を県及び県議会に要望しました。その後同会から県議会に「公文書保存体制確立について」という請願が出され、全会一致で採択されました。それを受けて1980年3月に総務部文書課(当時)に「公文書館問題研究班」を設置し、10月に調査報告書を作成しました。翌年「歴史的資料としての公文書の保存制度の試行的発足に伴う保管文書等の取扱いについて」依命通達を発出し、「県立公文書館構想懇談会」を設置しました。1982年に県民有識者参加のもとに「県立公文書館運営問題検討会議」が発足し、翌年、知事に意見書を提出しました。

——このあたりから公文書館設置に向けた具体的な動きが進みます。

塩澤先生のお力添えをいただき、また2001(平成13)年4月の情報公開法の施行前でしたが、当時の鈴木礼治県知事も前向きでした。国立公文書館、埼玉県、東京都など既設の公文書館を視察見学しました。塩澤先生は文書館法の制定の勧告に関わった方で、名古屋大学ではアーキビスト養成のために総合資料学研究科を博士課程に作ることをめざされていました。

——そして1986(昭和61)年に自治センターが竣工しました。タイミングもよかったですね。

公文書館の所在地については県庁に近いことが理由でここに決まったようです。7月1日に開館しました。

——その後、県史編さん事業が開始されました。

1990(平成2)年に県史資料編さんに関する検討会が設置され、編さん事業が開始されたのは1994年の4月です。

それから26年間にわたって収集活動などを行い2020(令和2)年に『愛知県史』全58巻を刊行しました。

——公文書館は組織上では知事部局の所属ですね。

今は総務局総務部法務文書課所管となっています。館長が法務文書課長を兼務し、副館長が同課担当課長兼務となっています。公文書館グループは課長補佐を含めて21名で活動しています。また『公文書館だより』を1997(平成9)年に創刊し、今年で25号を発刊しました。

——ところで話は戻りますが、公文書館で運用が開始されるに伴い公文書の保存など仕組みも変わってきますね。

それまでは永年保存文書以外は保存期間が満了すると廃棄の対象とされていました。廃棄文書の中から歴史的に価値ある



所蔵資料は、ラベルをつけファイリングされている。

公文書を選別する体制を確立することをめざし、試行段階を経て、開館時には17項目の選別基準を設定しました。今では22項目の歴史的価値ある文書の選別基準を設け、さらに細目別に運用しています。

——保存期間の種類と公文書館への移管は。

文書の種類によって1年未満、1年、3年、5年、10年、30年の保存期間が設定されています。以前は永年保存文書がありましたが、平成13年に旧文書管理規程を廃止し、新たに行政文書管理規程を施行して30年保存文書としました。

——レコードスケジュールの導入は。

レコードスケジュール^{*1}は平成25年度から導入しています。レコードスケジュール導入前の平成23年度以前の文書は保存期間の最終年度に公文書館が選別を実施していたが、平成30年度からは所属部署でも選別をしていますので二重のチェック体制になっています。時には歴史的な価値のある文書の選別についてお互いに協議することもあります。また総合文書管理システム導入後はシステム上で歴史的価値のある文書にチェックをするようになっています。

——コロナ禍を反映して、自治体によっては感染症対策などに関する文書を「重要文書」とする傾向があると聞いています。

コロナ関連文書について昨年度選別したものは少なかったですが、今年度は多く選別しています。歴史的価値ある文書の選別基準に重大災害に関する文書の細目を設けているのでこれに該当すると思います。

——所蔵資料はどのようなものがありますか。

特色ある所蔵文書の一つに名古屋藩庁文書があります。これは明治初期における名古屋藩が作成・管理していた文書です。

新政府への報告書を含めて195冊あり、これらはデジタル画像で閲覧できます。また明治5年から昭和初期までの愛知県庁文書の原本220冊があります。県庁文書については、1938（昭和13）年に庁舎移転があり、その時に古い公文書が廃棄決定され尾張徳川黎明会^{*2}に移されました。その一部が現在徳川林政史研究所と国文学研究資料館に所蔵され、公文書館ではその複製本約4,500冊を所蔵しています。その他地籍図（村界、字界、字名、一筆ごとの土地画形状、地番、地目等が記された図）は、愛知県が1884（明治17）年に県内の郡区役所や戸長役場に作成を命じ、県庁へ提出された原本です。地籍図・地籍帳併せて約4,600点あります。2005（平成17）年度から「地籍図閲覧システム」の運用を開始しました。その他に郡役所文書（349冊）、水産関係の文書（78冊）、古文書（約4,700点）など所蔵しています。公文書だけに限れば原本、複製本、マイクロフィルムを合わせて約9万点所蔵しています。

——ホームページの開設や所蔵資料の検索は？

1999（平成11）年1月に開設しました。その後、利活用アップのために所蔵資料の検索システムを2004（平成16）年に導入しました。この年に総合文書管理システムも稼働しました。

——Webサイトからバーチャル文書館を拝見しましたが、ご紹介してください。

バーチャル文書館は2020（令和2）年3月に愛知の歴史資料に興味を持っていただくため、Webサイト内に新設したものです。県史収集資料等の「愛知の歴史資料」の紹介、過去の企画展を

※1 「レコードスケジュール」とは公文書が作成時に、保存期間を定め、保存期間が満了した時に公文書館に移管して保存、または廃棄などをあらかじめ設定すること。

※2 公益財団法人徳川黎明会は、尾張徳川家の第19代当主の侯爵徳川義親が美術並びに史学の研究のために美術品の収集、保管・公開を目的として、昭和6年(1931)12月に設立された。現在、本会では、東京都豊島区目白にある総務部の統括のもと、徳川美術館(愛知県名古屋市)、徳川林政史研究所(東京都豊島区)という2つの施設がある。



落ち着いた雰囲気のある館内で資料を閲覧することもできる。

Web上で楽しめる「デジタル展示室」など「知って」「学んで」「楽しめる」内容となっています。また、バーチャル文書館では公文書館が所蔵する地籍図の一部をカラー画像で紹介しています。その他、公文書館が所蔵する伊勢湾台風時の記録写真や明治時代の通達を整理した愛知県布達類聚、明治初期に作成された三河絵図などの画像を解説付きで掲載しています。

——デジタル歴史年表は時代ごとの動きがわかりやすいですね。

原始から現代までの愛知県域で起こった出来事を同時期に起きた国際・国内の主な出来事と並べて掲載し、歴史の中におけるこの地域の動きが分かる構成となっています。

——古文書の解説も学習しやすくなっています。

1994（平成6）年度から26年間にわたる県史編さん事業の過程で収集された江戸時代の古文書などの歴史資料の一部をWebで掲載しています。解説文の作成は愛知県立大学日本文学部の学生の方に協力いただきました。古文書講座は所蔵している古文書の解説に挑戦できます。資料にまつわる時代背景や語句解説も掲載しています。

——昨年12月から県史編さんで収集した資料の公開を開始しました。これは原本も閲覧できるのですか。

112万点ある県史収集資料の6割を占めるのは江戸時代の村の運営や庶民の生活を記録した地方文書です。県史編さん事業で収集するまでは研究がされておらず、学術的価値が高いと評価されています。ほとんどが複製です。現在公開は5万点ほどですが、今後は県史収集資料の着実な整理・公開とインターネットによる情報発信の強化をめざします。この他、デジタル化済の資料は地籍図、藩庁・県庁文書、伊勢湾台風被害写真など約1万点あります。

——豊富な歴史資料を所蔵されているのでそれらを活用した企画展は楽しみですね。

2020年度は「史料で読む幕末維新の一大事」として明治維新时期に尾張藩内で起こった事件などを取り上げました。多くの方が来場されました。昨年はコロナ禍で4月から1ヵ月ほど休館し、また「歴史資料講演会」は残念ながら中止になりました。今年は10月1日から「明治・大正の流行り病—祈祷から予防・衛生対策へ—」を開催しています。大正期に発生したスペイン風邪の時にはマスクの作り方など告知していた記録もあります。



同館では定期的に企画展示を行っている。

——愛知県内の公文書館の設置は他に名古屋市と豊田市の2館だけですが公文書館普及への取り組みはありますか。

特にありません。最近公文書館設置に関心を寄せている自治体があるとは聞いていますが。

——今後の課題は。

旧県史編さん室が県内外の所蔵機関や個人所蔵者から複製物で収集した資料を、所蔵者の許可を得ながら順次公開をめざ



山内秀樹 課長補佐（左） 新美里美 主査（右）

すことです。県史収集資料が一元的に保管されていたことは他県に例がありません。再収集が困難で愛知県に関する歴史資料を網羅的に収集した貴重な資料を着実に整理・公開・活用していくことが公文書館の活性化と公文書館設置の目的である「学術及び文化の発展に寄与する」ことにつながるとしています。

本日はありがとうございました。

インタビューを終えて

50年近く前の事件なので覚えている方は少ないかもしれない。1976（昭和51）年、政府の不十分な情報公開を露呈した戦後最大の汚職事件と言われる「ロッキード事件」が発覚し、大物政治家や商社、航空会社の幹部が受託収賄や贈賄などの罪で起訴された。結局事件はクリアに解明されずに国民の政治不信が残っただけでなく、政府の不十分な情報公開を露呈し、制度的な情報公開の施策を推進するトリガーとなった。情報公開が世界の潮流として推し進められた時代である。

その当時自由人権協会は「情報公開法要綱」を発表し、さらに地方自治の民主的発展に寄与することを目的に早々と「情報公開モデル条例案」を提言した。言い換えれば、自治体は保有する情報を積極的に住民に提供することが責務であることを一層明らかにしたとも言える。そして政府は1980（昭和55）年に情報公開法の制定が合意され、当時の鈴木善幸（1911-2004）首相は、情報公開法について「政府において諸外国の同種の制度を研究している。プライバシー、守秘義務関係法令の扱いの問題などがあるが前向きに検討を進めている^{※3}」と支援を約束した答弁をしている。

そのような流れの中で1979（昭和54）年に「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」の塩澤君夫先生（当時は名古屋大学教授、経済史）らによる県議会などへの公文書保存及び保存体制の確立はまさに時宜に合った提言だった。その後、県民有識者など論議を重ね、1986年7月に愛知県公文書館がオープンした。愛知県公文書公開条例の制定はこの年の3月だったから、政治への信頼を裏付ける説明責任から公文書の発生から廃棄・歴史的公文書の保存までのフローが一気に確立され、よく例えられる「情報公開法と公文書の管理は車の両輪」が装備される時を迎えた。だが公文書管理法の施行は25年先である。

その後、国の情報公開制度の進捗度合いはスピード感に乏しく、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する

愛知県公文書館

<https://kobunshokan.pref.aichi.jp/>

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター 7・8階

電話：052-954-6025

FAX：052-954-6902

E-mail: kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

開館年：1986年7月1日

施設：書庫、開架室、閲覧室、展示室、事務室、整理室、書庫

7階部分…閲覧室、展示室、書庫 8階部分…事務室、整理室、書庫

所蔵資料：紙文書関連 86,289点 写真・スライド 211点

マイクロフィルム 12,971点 画像データ 10,464点

その他 刊行物等 85,477点 旧公印 386点 県史収集資料^{※9}

50,387点（内訳：文書 48,343点 写真 2,044点）

※主に紙焼き、画像データ

開館時間：午前9時から午後5時まで（資料の請求は午後4時30分まで）

休館日：土曜日・日曜日・国民の祝日、年末年始（12月28日～1月4日）、
整理期間（春季10日以内）

交通案内：地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口 徒歩1分

市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車 徒歩3分

名鉄瀬戸線「東大手」駅 徒歩7分

法律』は検討開始から20年を経過した1999（平成11）年にやっと制定され、国の保有する情報を公開することによって国民に対する説明責任を果たすことが義務付けられた。

その意味では愛知県の情報公開と公文書管理は全国的にも先進的な取り組みをしてきたと言える。そして今では26年間にわたる県史編さん事業が終了後も塩澤先生のアドバイスによって新体制下で県史収集資料の整備が進められ順次公開に取り組んでいる。

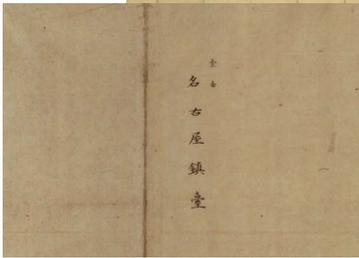
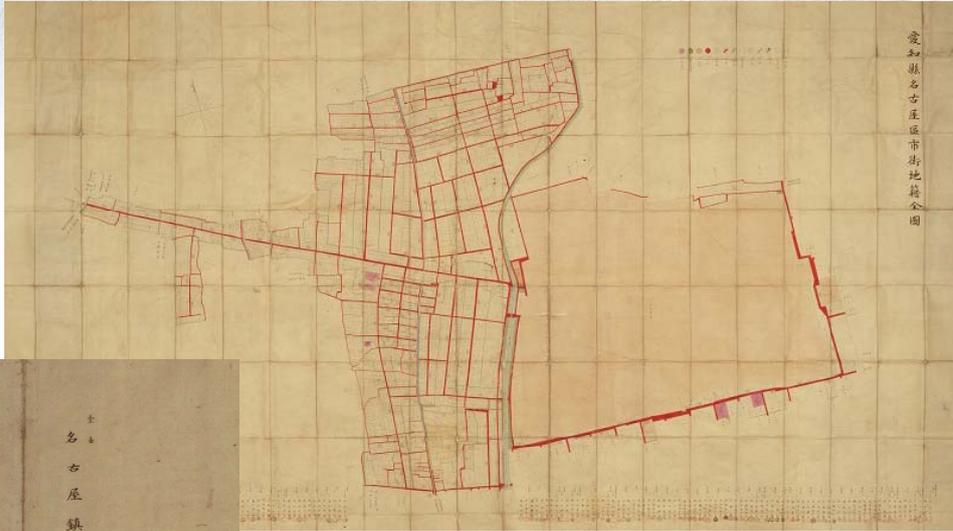
今後公文書管理についての課題があるとすれば、職員の定期的な異動によって専門職の確保が難しい状況下におかれているので、歴史公文書の評価選別の中立的・客観的に審議し、またWeb上に増加する公開写真について個人情報保護を審議する委員会設置の検討ではないだろうか。これは全国公文書館に共通の課題かもしれない。

最後に同館のWebサイトの話題を紹介したい。コロナ禍の時代を先取りしたようにデビューしたのが2020年3月開設の「バーチャル文書館」である。イラストでわかりやすく案内され、価値ある情報にアクセスしやすく同館所蔵の歴史資料、過去の企画展の内容、古文書の講座など閲覧できる。また愛知県の出来事はこの年表で県以外の動向と重ねて見られるのはありがたい。公文書館を訪れる前にここに触れておくと同館で調査がしやすくなるだろう。鋭意整備中の県史収集資料の公開も、刊行された県史とリンクするなどデジタルの特性を生かした利活用しやすい「バーチャル県史館」の新設が今後あればと期待している。



愛知県公文書館 HPから

※3 『住民の知る権利の確立をめざして』（自由人権協会）



本館が所蔵する地籍図（地籍字分全図）は、愛知県が明治17年（1884）の布達で県内の郡区役所や戸長役場に対し作成を命じたもので、県庁へ提出された正本に当たります。

地籍図には、明治17年1月1日現在の村界、字界、字名、一筆ごとの土地区画の形状、地番、地種、地目、道路とその道幅などが縮尺1200分の1で書き込まれており、池川や道路などは青や赤などに色分けされています。原則として1村が全図として1枚の和紙に描かれており、一部欠けているところがありますが、愛知県内のほとんどの地域のものを所蔵しています。

「名古屋区 天」には、名古屋城とその西側周辺が描かれています。図の右側の名古屋城の敷地は、当時は陸軍の所管となっていたため、「名古屋鎮臺^{ちんたい}」と記載されています。現在の愛知県庁舎や愛知県公文書館も、その敷地に含まれます。

愛知県公文書館



<https://kobunshokan.pref.aichi.jp/>

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸2-3-2
愛知県自治センター7・8階
TEL. 052-954-6025 (ダイヤルイン) FAX. 052-954-6902

◆ わが館の特長

愛知県公文書館は昭和61年に開館しました。主な所蔵資料に、名古屋藩庁文書、愛知県庁文書、郡役所文書など幕末から昭和初期までの公文書や、地籍図・地籍帳、令和元年度の県史編さん事業の完了に伴い本館に引き継がれた県史収集資料があります。

令和2年3月には、Webサイト上に「知って」、「学んで」、「楽しめる」バーチャル文書館を新設し、地籍図や県史収集資料の一部、過去に開催した企画展の展示資料などを紹介しています。

◆ 所蔵品

紙文書関連	86,289点	写真・スライド	211点
マイクロフィルム	12,971点	画像データ	10,464点
その他 刊行物等	85,477点	旧公印	386点
県史収集資料 ^(*)	50,387点	内訳：文書	48,343点 写真
			2,044点

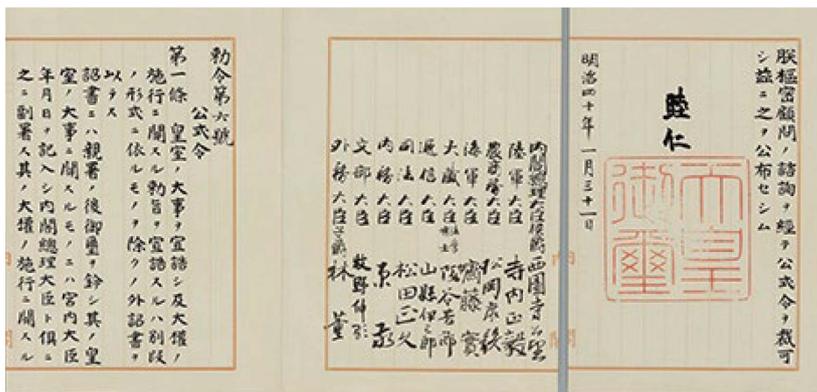
*主に紙焼き、画像データ

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

公文書管理の歴史を訪ねて

——企画展「近現代の文書管理の歴史」(国立公文書館主催) から

JIIMA 広報委員会 委員 なが い つとむ
 認証アーキビスト **長井 勉**



(公文令の公布 1907年2月) 写真提供: 国立公文書館

はじめに

国立公文書館では2022年1月から2か月間「近現代の文書管理の歴史」をテーマに企画展が開催された。これは同館開館50周年と公文書管理法施行10周年を記念しての企画である。2月上旬に会場に伺い、1部「江戸から明治へ」から5部「現代の文書管理制度へ」を拝見した。本稿では国立公文書館の開館までの経緯と会場で配布された冊子の掲載文を引用し、政治制度の変遷に伴う日本の公文書管理の主な出来事などを綴ってみた。

1. 国立公文書館開館までの経緯

企画展では1959(昭和34)年11月に日本学術会議から岸首相に勧告された「公文書散逸防止について」の原本が展示されていた。この勧告の究極の目的は国立公文書館の設置であった。では戦後から国立公文書館設置への活動はあったのか。遡って調べてみると国会図書館の開館(1948年6月)の年に同館内に設立された憲政資料室の立ち上げから歴史資料の収集活動に尽力した歴史学者の大久保利謙(1900-1995)は、この資料室を「アーカイブの開祖」と自ら称していた^{*1}。

実は当時中断したままの憲政史編さん活動の再開の話があったが、その後先行きがはっきりせず困っていた大久保は参議院議員徳川頼貞(1892-1954)に相談したところ、「請願すべき

だ」と指導され議員控室を回って署名捺印をもらったという逸話も残る^{*1}。そして国会図書館に設置した憲政資料室がまず初めに手掛けたことは憲政史料を含め、幕末以来の政治・経済、外交資料までの幅広い収集である。

当時潤沢な予算をバックに「国費で史料を集めて、それを広く研究者に公開するわけですから小規模とは言え立派なアーカイブです。(中略)歴史研究は史料なしではなにもできません」と大久保は語る^{*2}。

ちなみに大久保がお願いした政治家・学者などは陸奥宗光、井上馨、伊藤博文、伊東巳代治、樺山愛輔、牧野伸顯など後日談であるが、収集のお願いの際に国会図書館での所蔵と祖父である大久保利通の名前が効いたようではほぼスムーズに収集活動ができたという^{*1}。

同室の立ち上げに向けた証左を第3回国会衆議院議院運営会議議事録(1948年11月29日)から知ることができるので以下に記したい。同会運営委員長の村上義一(1885-1974)は委員会に付託された「日本国会史編さん所設置に関する請願」を徳川から以下のような説明を受けた。「只今議題となりました日本国会史編さん所設置に関する請願の趣旨について御説明いたします。即ち明治以来の憲政発達の歴史を学んで、その特質を明ら

*1 『日本歴史』(1982年2月 第405号)

*2 『日本近代史学事始め』(大久保利謙著)

かにして、政綱国策の樹立に資することは、民主政治の確立に極めて必要であります。昭和13年以來の憲政史編さん事業は時局のため現在中止の状態にありますから、新たな構想のもとに日本国会史編さん所を設置して事業の促進を図られたいというのであります。何とぞ御採択あらんことをお願い申し上げます。憲政史を日本国会史に修正して請願したのはスケールの大きな事業とイメージさせる効果もあったのだらう。

大久保はかつて公文録、太政類典の閲覧には面倒な手続きで許可をとり、総理府文書課の事務室の片隅でやっと手に取り、しかも写真禁止だった^{※3}。そのような経験から憲政資料室の開設は研究者にとっては望外の知財書庫だった。また明治以降の歴史が歴史学の対象とならないという理由で日本史研究の遅れを解消したい大久保の思いもあったのだらう。いずれにしても戦後初めて積極的にアーカイブ活動した学者は大久保以外には見当たらない。

そして翌年5月、「史料館設置に関する請願」を野村謙太郎(社会経済史学会代表理事)他95名の有識者等が衆議院議長幣原喜重郎宛に提出した。趣旨は「日本の歴史資料は今正に空前の危機に臨んでいます」の冒頭文に始まり、「国立の史料保管機関(史料館)を設けて文書の散逸防止策を講じますと共に、自家保存に堪えなくなりました民間の史料を国の力で蒐集する以外にはありません。史料の危機は切迫しています。(中略)国家は中央・地方に史料館を設置し、緊急に強力な史料蒐集事業を企画せられますように茲に請願します」であった。それが現国文学研究資料館へと発展する。

公文書館設置への勧告は、1959(昭和34)年諸外国と比べて見劣りする日本の公文書管理と保存体制と求め岸信介首相宛の「公文書散逸防止について」だった。具体的な指摘は、官庁に保存されても、どこにどの文書があるのか、リストすらなく公開されていないこと。また諸外国からの研究者が粗雑な公文書整理の実態と政府の無策を嘆いていること。極めつけは植民地だったインドにすら1891年に公文書館が設置され、また中華民国は台湾に政権を渡すにあたり清朝時代の文書を台湾大学に移管するなどの対策を講じているのに、日本の文書記録は文化財として国の責任で保存する義務を国民に果たしていないことだった。

余談であるが、1948年国会図書館の開館への引き金を調べてみたら米国からの勧告だった。戦前の貴衆両院の図書館を合併した新たな国会図書館の設立が定められたが、調査研究には不十分であると指摘された。そこで米国から使節団を招き、

彼らの提言で誕生したのが米国議会図書館をモデルとした国立国会図書館である。GHQによる占領政策下では米国からの圧力とも言える。当時は日本の税制度や市町村の統廃合を勧告したシャープ使節団も来日して海外からの学識者の意見を取り入れた時代だった。

実は同様に国立公文書館の開設には海外からの勧告もあった。1960(昭和35)年2月ユネスコ本部から日本ユネスコ国内委員会を通じて国立国会図書館、総理府総務課、内閣文庫、文部省大学学術局などへ公文書館の検討が要請された^{※3}。国会図書館と同じ頃に勧告があれば国立公文書館の開設はもっと早かったかもしれない。

1964年には国立公文書館の建設場所が決まり、総工費17億円のうち1億円の予算が認められた^{※3}。内閣文庫の所蔵資料を移管し、各省庁から移管された公文書を保存し公開するための総理府の附属機関として国立公文書館を1971年(昭和46年)に開館した。

その後、1977(昭和52)年11月にも保存体制の不十分な現状を指摘し、改善を求める「官公庁文書の保存について」の要望を越智勇一会長から福田赳夫首相に提出した。1978年1月には「歴史資料(文書)の保存について」の要望を歴史資料保存利用機関連絡協議会(現、全史料協)から都道府県知事と同教育委員会委員長へ、続けて翌年には「歴史資料保存法の促進に関する要望書」を衆参両議院議長と都道府県知事へ提言した。

1980年5月には「公文書館法の制定について」の要望を日本学術会議伏見康治会長から大平首相に勧告した。参議院議員岩上二郎の尽力で公文書館法が制定されたのは1987(昭和62)年12月だが、地方自治体へは条例が優先されるために努力義務となった。ちなみに原案では当時の政令都市に公文書館設置や専門職を配置することも義務付けていた。そして民主主義の根



(太政官日誌)

※3 「史学会」昭和39年4月第73編第4号

幹を支える公文書を基盤に基本ルールを見直し、各省庁から国立公文書館への移管の促進、歴史的公文書の保存と公開などを要点に公文書管理法が公布されたのは2009（平成21）年7月だった。

2. 日本を伝える「太政官日誌」の刊行（1868年2月）

明治新政府が発給した法令などを編集した官版日誌である「太政官日誌」が刊行され、政府の考えや政策、法令などの公布を行うようになった。第1号の刊行は今から154年前の慶応4（1868）年2月である。太政官日誌は刊行が布告される前に刊行が進んだのは、そうすることを政府が優先させたからのようだ。同誌は1876（明治9）年12月まで全1178冊が刊行された。

明治元年には文書・記録を管理する史官が議政官（明治政府の立法権を有する組織）の記録を「奏状」、「詔制」、「審断」の3つに分類して管理すること、また担当を決めて編年体の記録を作成することにした。だが行政官の中に記録編輯（しゅう）掛を置き、行政権を司る行政・神祇・会計・軍務・外国の各官（官庁）からの書類の提出は進まなかったという。そこで翌年の3月と6月に再度提出の要請をお願いした。

さらに広範囲に書類の写しの提出が求められ、各省には記録組織を設置するようになった。1871（明治4）年には太政官正院に記録局、翌1872年には局から記録課、歴史課（後の修史局となる）、地誌課も設置された。さらに1873年に記録課章程と編さん処務順序が定められ、この規定によって公文録（各庁との往復文書）、「太政類典」（先例・法令などを整理したもの）の編さんが始まった。

したがって太政類典は1867年（慶応3年）から1881年（明治14年）までに記録された太政官日記、太政官日誌、公文録などの布告の文書から典例条規を収集した全集であり、1882年には公文類聚（こうぶんるいしゅう）と名称を変更し内閣官制移行後も1954（昭和29）年まで発行された。

1873（明治6）年5月の皇居の火災で、太政官庁舎に所蔵の記録書類が類焼した。復元するために各省の御達願伺届などを謄写して提出することを各省、府県に通達した。今では国立公文書館を代表すると言われる公文録は総冊数4千冊を超える所蔵資料であり1998（平成10）年には国の重要文化財に指定された。

3. 政治機構の改革が生んだ記録局

1875（明治8）年に内閣記録課に全国の記録を残すことを命じ、修史局を設けて歴史編さん事業も進めた。1885年12月、国会開設に伴い太政官制から内閣制度へと機構改革がなされた。この機構では、総理大臣が国政のトップとなり、その下に大臣を置いて省庁では政治・渉外的な判断は大臣が決定権を持つことになった。太政官制度の時代には省庁には責任者が配置されず、協議して各省庁の政策が決まり、また事務と政治の区分も明確になっていなかったという。

また1887（明治20）年の官吏服務規律では官僚は天皇への忠誠が義務付けられ、中でも官吏への守秘義務が強く打ち出され、記録保存は国民から目を背けられ非公開となった。さらに昭和期には国民教化のために一君万民を唱える「皇国史観」が教育にも取り入れ自由な思想や国民権利も奪われた^{※4}。このような時代があったことを知るための公文書館は、図書館や博物館に比べて普及の度合いが遅いことがうなずける。

さて内閣に記録局が設置され、記録や文書管理制度が整えられるようになった。そして組織が分かれ記録課と図書課が設けられ、記録課は内閣各局の文書の記録や編さん、図書課は図書の類別や保存などを担当することになった。さらにこれまでの文書体制の見直しと簡素化をする目的で「記録改良順序の梗概」を定め、記録局の業務改善の方針を決めた。

例えば、記録書類の保存選別や年数設定、特筆すべきは保存文書の活用をめざし、さらに記録情報センター構想など記録局ではアーカイブズ的機能をもめざしていたという^{※5}。

1886（明治19）年には詔勅や法律の形式について定めた「公文式」が公布された。記録局は1893年まで存続し、その後内閣記録課に呼称を変更し、1942（昭和17）年には内閣官房総務課に吸収された。

4. 関東大震災による国家的焼失

会場では「関東大震災（1923年9月1日）と記録の復旧」として通信省貯金局がドイツ郵政庁に対して震災で焼失した文書の写しの送付を依頼した後、ドイツからの返信文書（日本語翻訳）を紹介していた。震災後、政府の各機関では記録の復元に着手したが、何をどれほど焼失したのか。

※4 「近世史研究とアーカイブズ学」（高埜利彦）

※5 「内閣府創設期における記録局設置についての一考察」（渡邊佳子）

明治期の評論家・小説家である内田魯庵(1868-1929)は『続紙魚繁盛記』(1934年刊)の中で、「罹災したのは内務、大蔵、文部、農商務、通信、警視庁、検査院、印刷局など我がナショナル・レコードとも言うべき重要記録だ。最も重要な記録に富んでいたのは大蔵省で、20万巻を超えていた」と記し、その内容は『大日本租税史』(約千冊)、『金座銀座関係書類』(約3千冊)、『お仕置き類例集』(160冊)『勘定所記録』(冊数不明)内務省には太政官から引き継いだ幕府の記録が多くあった。その他慶応元年調査の『旧高旧領取調帳』、全国各村の実収草高の記録や幕府の治水に関する『全国河川治水誌』を失った。

このように枚挙にいとまがないが、内田が大いに嘆いたのは歴史上極めて重要な「琉球併合に関する記録」だったという。甲乙2冊あり、乙は副本を沖縄県庁に交付したが、甲は副本なく火災で烏有に帰ってしまったという。また全国寺社の建築及び美術などの調査書の焼失は「30年を費やした記録で文化上重大な損失である」と内田は語る。その他東京帝大図書館(書籍数30万冊以上、一説によれば70万冊)も被災し、目録も焼けてしまった。中でも所蔵の『釜山文書』は300年にわたる日韓外交記録であり、特に徳川時代の記録は被災し歴史が消えてしまった。未曾有の地震による火災を防ぐ対策には乏しい時代だった。

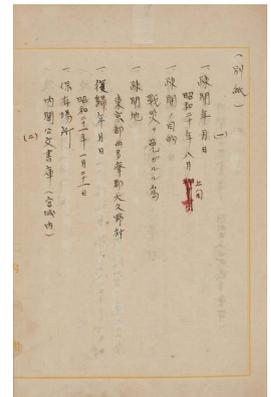
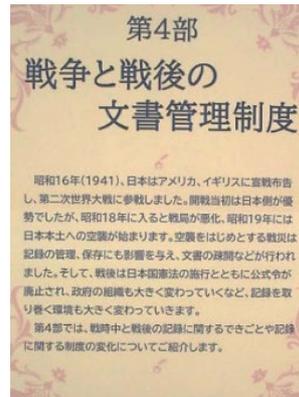
5. 各庁における「事務の簡捷」と「能率の増進」

資料によれば1924(大正13)年4月から5月にかけて内閣は各省における事務の簡素化と能率向上を図るために各省に対して文書の処理方法の簡素化、面会時間の設定、文書の用紙と記載方法の統一について意見を求めた。結局、各省で行われたルールを維持したいという考えが多く出されたという。内閣は各省に改善案を検討し内閣総理大臣に報告することを求めた。

公文書に関して、統一ルールを制定したい内閣と各省任せの管理とのせめぎ合いが始まった。考えてみれば学術上の価値など考慮されず、基本分類はあったものの各省庁の裁量で整理・保存され、時には無造作に廃棄されていたはずだ。研究者の利用に欠かせない公文書目録すら公開されていなかった時代だった。

6. 戦中戦後の文書管理のできごと

1943(昭和18)年以降、太平洋戦争の戦局は悪化をたどり翌年には空襲が始まった。そこで内閣は1945年8月3日、貴重公



(文書疎開日、疎開地、復帰年月の書かれた文書)

文書や図書を疎開させて被害を食い止めることとした。展示されていたのは「内閣保存の貴重公文書と図書の疎開」である。それは貴重公文書70箱を現在の西多摩郡日の出町へ、図書は同じく青梅市の個人宅の土蔵に疎開させるにあたり、内閣書記官長から警視總監に協力を依頼した文書である。だが敗戦が決定後、各地で公文書の廃棄指示が出されたのは戦争の責任を取りたくない、記録を遺したくない我が国の公文書の取組みもあった。

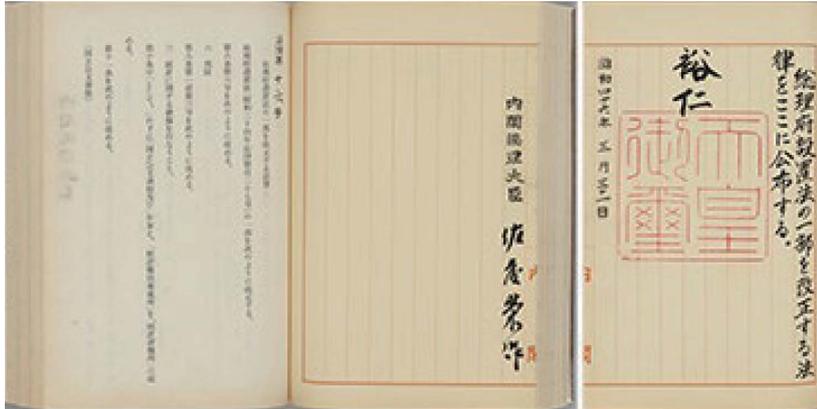
海外のアーカイブズや図書館を数多く訪れている九州大学の三輪宗弘教授は「日本では記録が残っていると問題をつつかれる、問題を蒸し返されるという意識があるのに対して、英国では行われた政策が当時正しい選択であったことを正々堂々と主張するために公開するという意識があった^{※6}」と語る。記録文書の対応とアーカイブズの普及に遅れをとる日本への手厳しい批評である。

7. 文書管理事務の能率化

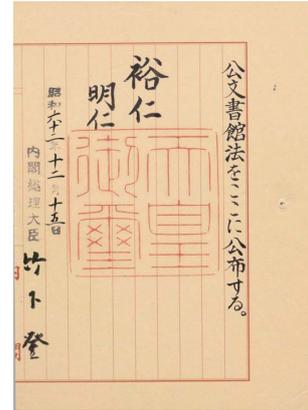
1955(昭和30)年8月、内閣総理大臣官房総務課文書保存規則と同実施細則が制定された。これは公文書の編さん、保存方法の見直し、保存文書を新たな分類法で編さん保存し、文書事務の効率化をめざすものだった。同課の文書は「御署名原本」、「内閣公文」、「総理府公文」、「内閣人事公文」、「特別記録」に分類され、「内閣公文」では内容の分類に図書の分類と同じ十進法を導入した。図書館で使われている分類法を公文書管理の手法に利用した時代だった。

その後スチールキャビネット、ファイルバインダーなどをツール

※6 『英国公文書の世界史』(小林恭子)



(総理府設置法の一部改正する法律)



(公文書館法の公布)写真提供: 国立公文書館

としたファイリングシステムが導入されたのもこの昭和30年代半ば頃である。ちなみに地方自治体のファイリングシステムの導入は、1959(昭和34)年兵庫県西脇市だと聞いたことがある。しかしファイリングシステムは保存期限が到来したら廃棄することをルールとしているので、非現用文書を評価・選別して歴史的公文書として保存・公開する考えはなかっただろう。

8. 公文書管理法の公布

公文書管理の在り方に関する有識者会議の議論を経て、公文書等の管理に関する法律が公布されたのは2009(平成21)年7月だった。明治以降初めて公文書管理に関する統一ルールが制定され、これにより各府省から公文書の移管制度を改善し、

公文書管理の点検の仕組みや外部専門家の知見を活用することができた。

この法律の可決時に衆参院で約30本の付帯決議があり、その中には施行から5年後に見直しすることが含まれていた。その時期に政治の信頼を損なう公文書の改ざんなどの事件が起こったのも皮肉な結果だった。特に1年未満保存文書については、各省庁に任せられたルールでの取り扱いから統一見解が提示された。それでも廃棄後に1年未満保存規定だったと言い訳する事件もあった。

いずれにせよ適正な公文書管理に向けた取り組みに終わりはなさそうだ。

(敬称略)





好きな写真と文字による 世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ)とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX
株式会社 アピックス

■ 本社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■ 東京支店
〒104-0041 東京都中央区東日本橋3-14-4 OZAWAビル3F
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404